第十条 會計部には特に會計監督を置く
但し常任理事の必要に依り常任幹事及書記を置く

第四章 維持

第十一条 本聯盟維持費を別ちて左の二種とす
一、會費
二、寄附金
但し會費は一ヶ月に付金拾銭とす

第五章 附則

第十二条 本聯盟は別に細則を定む

日本労働聯盟

切取線

申込書

私事貴聯盟の綱領及び規約に賛同し加盟申込候也

大正 年 月 日

現在所
就職工場

職業 氏名

年 月 生 印

日本労働聯盟御中

行動

一、大正十年六月二十五日王子工友会ト相議リ左記印刷物ヲ東京砲兵工廠及王子、羽目黒、千住板橋ノ各支廠職工ニ散布セリ

公衆ノ決定スヘキ時ガ来タ

(イ) 今度ノ九時間制度ハ僅カ一時間シカ労働時間ガ減ラナイノニ一割五分乃至三割モ減ツテ居ル

(ロ) 年度賞与モ此ノ賞与モクレヤシナイ失レヨリカ臨時手当ヲ時期ヲ見テ取ラウトシテ居ル傚等ハ此ノ上減給サレテハ食ツテ行カレナイ

(ハ) 共済会ヲ改善セナケレバ駄目ダ リレニハ代表者ノ決議権ガ必要ダ 右ノ参項ニ付テ運動ヲ起セト大分言ツテ来ルノデスガ君ハ賛成デスカ不賛成デスカ遠慮ナク決定シテ個人デモ団体デモヨイカラ至急事務所迄届ケテ下サイ

一、大正十年六月廿八日小石川区初音町源覚寺ニ於テ砲兵工廠職工相談会ヲ開催シ全会ニ於テ(一)労働時間九時間制ノ実施(二)年度末賞与ノ支給(三)共済組合ノ改正ノ要求ヲ当局ニ提出スヘキ事ヲ決議セリ

一、大正十年七月二日小石川区大和町牛天神境内ニ於テ砲兵工廠職工相談会ヲ開催シ曽テ決定セル要求条件三ヶ条ヲ容認セシヘル目的ヲ以テ一致団結セン事ヲ決議セリ

一、大正十年七月十八日小石川区表町西川洋食部ニ於テ砲兵工廠職工相談會ヲ開催(一)団結ヲ一般職工ニ勧誘スルコトヲ決議セリ

一、大正十年七月七日小石川区大和町牛天神境内ニ於テ陸軍次官ト会見顛末報告演説会開催要求条件ニ対スル当局ノ言明ヲ報告セリ(一)労働者ノ人格尊重ハ今日ヨリ実行スヘシ(二)臨時手当ノ額ハ未確定ナレモ極力奔走スヘシ(三)労働組合ヲ組織シ又ハ組合ニ加入スルコトハ干渉セス(四)本給及労働時間ニ対スル賃金ノ件ニ付テハ陸軍大臣ト協議ノ上報告スヘシ